

平成 28 年 10 月 17 日

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関するヒアリング資料

公益財団法人 日本学校体育研究連合会 会長 本村清人

1 公益財団法人 日本学校体育研究連合会について

本会は、昭和 22 年「日本体育指導者連盟」として発足→昭和 37 年「財団法人 日本学校体育研究連合会」→平成 25 年「公益財団法人 日本学校体育研究連合会」として発展。加盟団体は各都道府県学校体育研究団体（幼・小・中・高ごとの体育・保健体育研究部会）。公益事業として全国学校体育研究大会の開催、授業づくりに関する研究開発、実技指導者講習会の開催等。通称「学体連」。

2 第 1 部「学習指導要領等改訂の基本的な方向性」について

- (1) 予測しがたいところではありながらも 2030 年の社会を見据え、子供たちの未来に向かって、「育成を目指す資質・能力」を、①「何を理解しているか、何ができるか（知識・技能）」、②「理解していること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力・人間性等）」の三つの柱で構成しているのは大変分かり易い。
- (2) そして、第 1 部の構成を、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」、「何が身に付いたか」、「実施するために何が必要か」という論点でまとめられていることから具体的で改訂の方向性が明確です。中でも「学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策」をあげているのは画期的と思います。理念の実現に対する期待が高まります。
- (3) しかも、平成 10 年に謳われた「生きる力」の理念について現代的な意義を踏まえてより具体化することを目指していることから学校現場でのこれまでの実践等がこれからも生かされ、発展・充実させることができます。「慣れてきたのにまた学習指導要領が変わるのか」という一部ではありながらも困惑した現場の声を払拭することができるのではないかと考えます。
- (4) そのためにも、周知徹底が必要です。平成 10 年改訂時の説明不足を繰り返してはいけません。学校、教員、保護者はもとより教員養成課程をもつ大学にも丁寧な情報提供、資料提供が必要と考えます。
- (5) 周知徹底の必要性とともに重要なことは、条件整備と考えます。小学校専科教員、教員定数の改善充実等の条件整備が必要不可欠です。体育においても、小学校高学年における専科教員の充実を強く希望します。高学年にもなると児童の身体能力や動きが俊敏になるとともに個に応じた専門的な指導が必要となるからです。小学校の女子

児童に運動の二極化が指摘されていることから専科教員の必要性が高いと考えます。また、中・高等学校における武道指導の充実のため教員研修及び外部人材の活用を一層進めていただくことを強く希望します。

さらに、人材育成の面で、中核となる教員の育成が重要な課題と考えます。そのためにも、「授業研究」が国際的にも高く評価されていることから、研究テーマとして教育課題もさることながら「授業研究」に関する文部科学省の「研究指定校」「研究推進校」等の制度の一層の充実をお願いしたい。

(6) 以下、第1部に関して、いくつか意見、質問等です。

- ①「学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「等」(本答申のまとめも同様)は？
- ②p11～12「生きる力」と「知・徳・体」との関係性はよく分かりますが、「育成を目指す資質・能力」の3つの柱との関係性について一層明確にしていきたい。とくに、「学びに向かう力・人間性等」との関係性(p19, 24, 25～28)についてさらに補足していただくと学校現場での実践的研究が進めやすくなります。
- ③アクティブラーニング(p43, 44)については、学習指導要領上、指導法として初めて踏み込んだ記述で大変効果的と考えます。特に高等学校に対する言及を強くしてもらいたい。
- ④p57「評価の三つの観点」が、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」と整理されています。「育てたい資質・能力」の三つの柱との関係性からよく整理され、解説がなされていることから学校現場でも理解しやすく、受け入れやすいと思います。ただ、体育の場合、「知識・技能」については、「わかる」と「できる」をうまく関連づけた指導と評価が今後の大きな課題となろうかと思えます。小学校では、現行、体育の領域では「知識」の内容を取り扱ってはいません。それはまずもって体を動かそう、仲間との触れ合いを大切にしよう、運動することが大好きになってほしいなどの願いがあるからです。もとより「わかる」ことで一層「できる」ようになり、運動の楽しさをさらに味わうことができるようにしていかなければなりません。学校現場と学体連等の連携を密にして指導と評価、PDCAサイクル等によって学習成果を高めていくことが私どもに課せられた課題と考えます。
- ⑤p58「評価にあたっての留意点等」(p57-58)に関連して、「意欲」が「審議のまとめ」ではほとんど使われていないのはなぜか。「意欲」をもって自ら課題解決に向かう姿を「学びに向かう力」とするのであればその旨もう少し丁寧な説明があれば学校現場は分かり易いのではないか。「意欲」の向上については今なお各学校現場の主要な研究テーマであり続けているからです。
- ⑥p58「評価にあたっての留意点等」で、高等学校における指導要録の様式の改善に踏み切っていただきたい(p59, 97)。そうしないと意識の変革につながらないと思います。少なくとも高1レベルでは義務教育とのつながりから指導要録改正が必要ではないでしょうか。

3 第2部「各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性」について

- (1) 子供たちの現状と課題から、学校教育を通じて育てたい姿と、「生きる力」の現代的な意義を踏まえてより具体化し、教育課程を通じて確実に育むことが強調されています。このため、各教科等における「見方・考え方」と小・中・高一貫した学校段階間の接続を踏まえ、各教科等において「育成を目指す資質・能力の整理」、各教科等における「教育のイメージ」及び「学習過程のイメージ」を体系的に示すことが重要として表にまとめていただいたことはこれまでにない画期的なことでした。WGのご努力に敬意を表します。このことから、学校現場では、理論と実践を一体のものとして意図的、系統的、発展的にその理念の実現を目指した新たな取り組みが期待できます。
- (2) 部活動については、これまでになく、その在り方について紙面を割き、教育課程との関連を図った学校教育活動の一環としての重要性とその方向性を示しています。示唆に富む内容と考えます。行き過ぎた勝利至上主義、それに伴う体罰等の問題、休養日等の設定、少子化を踏まえた指導体制の確立、外部人材の活用等さまざまな課題を乗り越えて子供たちの豊かなスポーツライフを送ることができるよう学校、保護者、地域、行政、スポーツ団体等が一体となって連携、協働していく必要があります。競技スポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツの基礎づくりが学校体育・スポーツであることをしっかり踏まえた対応が求められると思います。
- (3) 「体育、保健体育」については、「見方・考え方」として、①「生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成」、②健康の保持増進のための実践力の育成、③「体力の向上」の3つが重要であると捉えています。現行の教科目標の中の具体的目標の3つを改めておさえていることから保健体育科教育の原点とも言えます。
- (4) したがって、体育と保健の一層の関連を図った指導の改善・充実を図っていきたいと考える。これまでの保健学習と保健指導ではなく、健康課題を解決する方向で授業研究が進むよう学体連としても取り組んでいきたい。
- (5) 「体育科、保健体育科において育成を目指す資質・能力の整理」が三つの柱に即して小・中・高一貫したものとして示されたことは、重要なことであり、授業研究のねらいが明確になると考えます。
- (6) さらに、体育科、保健体育科における「教育のイメージ」及び「学習過程のイメージ」も提示されたことから広い視野をもって授業づくりの構想を描くことができるものと考えます。
- (7) ただ、「体育科、保健体育科において育成を目指す資質・能力の整理」については、小・中・高における「学びに向かう力・人間性等」の欄で、現行の教科目標の最終的に実現を目指す目標と同じ文言が示されていることが気になります。なぜなら、「育成を目指す資質・能力の3つの柱」のひとつになっているからです。現行学習指導要領の教科目標では、3つの具体的目標の実現を目指すことによって最終的な目標の実現を図ることができると捉えています。

4 その他

カタカナが多用されています。グローバル社会への対応からやむを得ないのかもしれませんが、今後、改訂される学習指導要領においては日本語での表記に努めていただきたい。

- * 今回の「審議のまとめ」は過去に比して具体的で一貫性のある内容であると同時に、「育成を目指す資質・能力の整理」「教育のイメージ」「学習過程のイメージ」として一覧表にまとめ構造的に示されたことは今後の新しい学習指導要領の趣旨を生かした授業づくり、授業研究に極めて効果的であると考えます。学体連は学校現場と一体となって改善・充実に努めてまいりたい。

以上です。